

高知県公立大学法人

利益処分の承認に係る事務局の確認について

1 制度の概要

(1) 公立大学法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない（地方独立行政法人法第40条第1項）。

ただし、設立団体の長（知事）の承認を受けた場合は、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に繰り越すことができる（同条第3項）。

(2) 知事は、当該承認をしようとするときは、あらかじめ、地方独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない（同条第5項）。

2 具体的な取扱い（繰越の承認基準）

(1) 運営費交付金から生じた利益

運営費交付金の算定を超えて利益（剰余金）が生じた場合は、経営努力を認定して、翌年度に繰越すことができる。

ただし、次の場合は、行うべき業務を行っていないものとみなし、繰越すことはできない（中期目標期間終了後に全額又は一部を県に返還する）。

■学生収容定員（学部及び大学院の合計）の充足率が90%（平成23年度までは85%）を下回った場合

⇒平成25年度の充足率は107.7%（在籍者1,539人／定員1,429人）

高知県立大学108.5%（在籍者1,274人／定員1,174人）

高知短期大学103.9%（在籍者265人／定員255人）

■経費の抑制により生じた利益について、経営努力によることを確認できなかった場合

⇒評価委員会の確認による。

■評価委員会の年度評価において、全体として行うべき業務を行っていないと評価される場合

⇒評価委員会の評価結果による。

(2) 自己収入から生じた利益

自己収入（授業料等）による利益は、経営努力によるものとして認定する。

3 確認結果

法人が提出した平成25年度業務実績報告書並びに財務諸表を精査したところ、評価委員会の確認及び評価にかかる部分を除き、本県の承認基準に照らして、利益処分の承認を受けようとする額に不適切な点はなく、事務局として特に問題はないものと考えられる。